4　屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況	出力	面積
設置済み	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等					
耐震基準及び積載荷重 ＼ 1建屋あたりの屋根面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く。）	0kg/㎡以上 3kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	3kg/㎡以上 6kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	6kg/㎡以上 10kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	10kg/㎡以上	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	不明	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	小計	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物		㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
合計					㎡
					㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件	
屋根面積	
屋根の積載荷重	
屋根形状	
建屋の築年数	
その他	

条件を満たす屋根の合計面積	㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合	%

備考　1　設置予定の屋根太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が３年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

2　屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等については、１建屋当たりの屋根面積及び積載荷重ごとに区分された報告欄に対して、上段に「屋根設置太陽光発電設備を設置済みの面積の合計（㎡）」、下段に「屋根の面積の合計（屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。）（㎡）」を記入すること。なお、１建屋に耐震基準又は積載荷重の異なる屋根が複数ある場合は、それぞれの屋根を分けて該当する報告欄に計上すること。

3　新耐震基準の建築物とは、1981 年（昭和 56 年）６月１日以降に建築確認が完了した建築物を指す。旧耐震基準の建築物とは、1981 年（昭和 56 年）５月 31 日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

4　屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 10 表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 10 表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 10 表の３の３にも、必要事項を記載すること。

4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第 10 表の５の１及び５の２にも必要事項を記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　1　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第 10 表の５の１及び５の２にも必要事項を記入すること。

3の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		